は　じ　め　に

生活保護制度は、日本国憲法第 25 条に規定する理念に基づき、全ての国民に対し、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としております。また、生活保護の申請は国民の権利です。

近年の動向を見ますと、全国的には被保護人員数が減少傾向にある一方、被保護世帯数は概ね横ばいで推移しております。

他方、本県の状況に目を向けますと、被保護人員数は、増加の勢いは緩やかになっているものの、依然として増加傾向にあります。被保護世帯数についても、主に高齢者単身世帯の増加を背景に、増加が続いております。その結果、保護率は平成９年度以降上昇を続け、令和７年３月には 27.14‰（パーミル）と、全国で３番目に高い水準となっております。

沖縄県としましては、こうした動向に的確に対応するため、保護の実施体制の強化や世帯の状況に応じた適時適切な支援・指導、関係機関との連携強化に取り組み、生活保護制度が「最後のセーフティネット」としての機能を十分に果たせるよう努めてまいります。

本書は、被保護者調査をはじめとする各種資料をもとに、本県における生活保護の推移や現状をとりまとめたものです。生活保護行政の適正な運営のための基礎資料として、幅広くご活用いただければ幸いです。

令和８年３月

沖縄県生活福祉部保護・援護課
課 長　　宮　城　　　石